

議案第 38 号

前橋市国民健康保険条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険条例（昭和 34 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項本文中「40 万 8, 000 円」を「48 万 8, 000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。